

新潟市おくやみガイドブック

新潟市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

このたびのご不幸を心からお悔み申し上げます。

身近な方が亡くなられた後のお手続きは、お亡くなりになられた方によって異なります。

新潟市では、区役所等の窓口で行っていただく主な手続きについて、少しでもわかりやすく進めて頂けるようガイドブックを作成いたしました。

このガイドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

※亡くなられた方の住所地により担当窓口・電話番号等が異なりますのでご注意ください。

※他市町村の場合は、直接該当の市町村へお問い合わせください。

事前準備について

故人の状況、手続きの内容により、必要なものが異なります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。委任状についての注意事項を必ずご確認ください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。下記二次元コードを読み取りぜひご利用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、各窓口へお越しください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または年金証書）
- ☐ 国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の資格確認書、資格情報のお知らせ
- ☐ 国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の特定疾病療養受領証、限度額適用認定証等

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬儀執行者（喪主）であることが確認できる書類（領収書・案内文など）

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ その他役所から交付された受給者証など

本人確認書類について

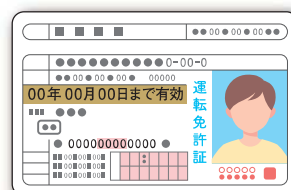
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療制度の資格確認書、
介護保険の被保険者証、医療受給者証、
各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (40 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(43 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

新潟市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

おくやみ手続きナビのご案内

新潟市では遺族の負担軽減を考え、おくやみ手続きナビも作成しております。

約60種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるナビゲーションツールです。

ぜひご活用ください。



MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト （該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	☐	マイナンバー通知カードを持っていた	P.8
	☐	印鑑登録をしていた	P.9
	☐	世帯主で同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる	
年金	☐	国民年金を受給・加入していた	P.10
医療・国保	☐	国民健康保険に加入していた	P.11
	☐	国民健康保険以外の健康保険に加入していた	P.12
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた	P.13
	☐	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.14
	☐	特定疾病療養受療証を持っていた	
	☐	特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた	P.15
	☐	水俣病被害者手帳・医療手帳、水俣病認定申請者医療手帳を持っていた	
介護保険	☐	介護保険に加入していた	P.16
子育て	☐	ひとり親家庭となられた方	P.17
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.18
	☐	児童手当を受給されていた	P.19
	☐	小児慢性特定疾病医療受給者証を受給していた	P.20
	☐	「ひとり親家庭の方」で受給者（親等）が亡くなられた	P.21
	☐	「ひとり親家庭の方」でお子さんが亡くなられた	
	☐	こども医療費の助成を受けていた	P.22
障がい福祉	☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.23
	☐	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.24

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税金	☐	登記済みの土地・家屋がある	P.25
	☐	未登記の家屋がある	
	☐	固定資産税（土地・家屋）を納付していた	P.26
	☐	代表として固定資産を共有していた	
	☐	事業用償却資産を持っていた	P.27
	☐	市税「市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税」を納付していた	
	☐	市民税・県民税を普通徴収（納付書払い）または特別徴収（年金天引き）で納めていた	P.28
	☐	市民税・県民税を特別徴収（給与天引き）で納めていた	
	☐	軽自動車税を納付していた	P.29
その他	☐	普通自動車を持っていた	P.30
	☐	軽自動車を持っていた	
	☐	原付バイクを持っていた	P.31
	☐	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	
	☐	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	P.32
	☐	小型特殊自動車を持っていた	
	☐	犬を飼っていた	P.33
	☐	市営住宅に入居していた	
	☐	下水道事業受益者負担金・分担金を納めていた	P.34
	☐	浄化槽を使用していた方	
	☐	水道を使用していた	P.35
	☐	水道料金を口座振替していた	
	☐	農地を相続などで取得した	P.36

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細		期 限	
死亡届が提出されると自動的に失効しますので、窓口での手続きは不要です。 窓口への返納義務はありません。 相続等の手続きで「個人番号」が必要となる場合がありますので、故人のマイナンバーカードや通知カードは、各手続きが完了するまで保管してください。 ご自宅で処分する場合には、氏名や IC チップをハサミ等で切断してから処分してください。 区役所窓口で返納することも可能です。		なし	
		手続き可能な人	
		どなたでも可	

必要なもの	問い合わせ先			
故人のもの ☐ マイナンバーカード	北区区民生活課	区民窓口係	☎	025-387-1265
遺族のもの ☐ 本人確認書類	東区区民生活課	区民窓口係	☎	025-250-2235
	中央区窓口サービス課	証明チーム	☎	025-223-7106
	江南区区民生活課	区民窓口係	☎	025-382-4203
	秋葉区区民生活課	区民窓口係	☎	0250-25-5674
	南区区民生活課	区民窓口担当	☎	025-372-6105
	西区区民生活課	区民窓口係	☎	025-264-7211
	西蒲区区民生活課	区民窓口係	☎	0256-72-8326

MEMO

マイナンバー通知カードを持っていた

手続き マイナンバー通知カードの返納

手続き詳細		期 限	
死亡届が提出されると自動的に失効しますので、窓口での手続きは不要です。 窓口への返納義務はありません。 相続等の手続きで「個人番号」が必要となる場合がありますので、故人のマイナンバーカードや通知カードは、各手続きが完了するまで保管してください。 ご自宅で処分する場合には、氏名部分等をハサミ等で切断してから処分してください。 区役所窓口で返納することも可能です。		なし	
		手続き可能な人	
		どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先		
故人のもの ☐ マイナンバー通知カード	北区区民生活課	区民窓口係	☎ 025-387-1265
	東区区民生活課	区民窓口係	☎ 025-250-2235
遺族のもの ☐ 本人確認書類	中央区窓口サービス課	証明チーム	☎ 025-223-7106
	江南区区民生活課	区民窓口係	☎ 025-382-4203
	秋葉区区民生活課	区民窓口係	☎ 0250-25-5674
	南区区民生活課	区民窓口担当	☎ 025-372-6105
	西区区民生活課	区民窓口係	☎ 025-264-7211
	西蒲区区民生活課	区民窓口係	☎ 0256-72-8326

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
死亡届により廃止されます。手続きは不要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	
故人のもの ☐ 印鑑登録証	遺族のもの ☐ 本人確認書類

世帯主で同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられたことで、世帯員が一人になった場合は、その方が新しい世帯主になりますので、手続きは必要ありません。	死亡から14日以内
世帯主が亡くなられた後の世帯員が二人以上いらっしゃる場合は、「世帯主変更」の手続きが必要です。後日、死亡届を提出された区役所から、「世帯主変更に関するお知らせ」をお送りしますので、そこに記載されている『手続き方法』にしたがって手続きを行ってください。	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 印鑑	

北区区民生活課	区民窓口係	☎ 025-387-1255
東区区民生活課	区民窓口係	☎ 025-250-2235
中央区窓口サービス課	届出・申請チーム	☎ 025-223-7126
江南区区民生活課	区民窓口係	☎ 025-382-4203
秋葉区区民生活課	区民窓口係	☎ 0250-25-5674
南区区民生活課	区民窓口担当	☎ 025-372-6105
西区区民生活課	区民窓口係	☎ 025-264-7211
西蒲区区民生活課	区民窓口係	☎ 0256-72-8317



お問い合わせ

2. 年金に関する手続き

国民年金を受給・加入していた

手続き 国民年金に関する手続き

手続き詳細	期 限
未支給分の年金の請求、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金などの手続きが必要な場合があります。 詳細は、亡くなられた方の基礎年金番号または、マイナンバーをご用意のうえ「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。なお、共済組合加入者は各共済組合にお問い合わせください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03-6700-1165)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 資格確認書の返却・葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の資格確認書、資格情報のお知らせを担当窓口までお返してください。	すみやかに（葬祭費の申請は2年以内）
申請により、葬祭費として5万円が葬儀執行者（喪主）に支給されます。ただし、亡くなる前3か月以内に職場の健康保険に被保険者（本人）として加入していた場合または傷病手当金・出産手当を受給していた場合は、葬祭費は国民健康保険からは支給されませんので、職場または健康保険組合にお問い合わせください。	手続き可能な人 ご遺族（葬祭費は葬儀執行者（喪主）が申請）
必要なもの	
故人のもの ☐ 国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ 遺族のもの (1) 申請者が葬儀執行者（喪主）であることが確認できる書類（領収書・案内文など） (2) 振込先口座のわかるもの (3) 窓口に来られる方の本人確認書類 ※ 申請者（喪主）以外の口座を希望する場合は申請者（喪主）の印鑑が必要です。	
問い合わせ先	
北区区民生活課	給付係 ☎ 025-387-1275
東区区民生活課	給付係 ☎ 025-250-2265
中央区窓口サービス課	給付係 ☎ 025-223-7149
江南区区民生活課	給付係 ☎ 025-382-4235
秋葉区区民生活課	給付係 ☎ 0250-25-5676
南区区民生活課	給付担当 ☎ 025-372-6135
西区区民生活課	給付係 ☎ 025-264-7243
西蒲区区民生活課	給付係 ☎ 0256-72-8336

MEMO

国民健康保険以外の健康保険に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入されている健康保険組合にご確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 加入されている健康保険組合にご確認ください	加入されている健康保険組合
遺族のもの ☐ 国民健康保険以外の埋葬料の支給申請は、加入されている健康保険組合にご確認ください	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 医療・国保に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き 資格確認書の返却・葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の資格確認書、資格情報のお知らせを担当窓口までお返してください。	すみやかに（葬祭費の申請は2年以内）
亡くなられた方の住所宛てに後期高齢者医療制度関係の書類を引き続き送付する場合があります。別の住所の相続人宛てに送付先を変更したい場合は、窓口にご相談ください。	手続き可能な人
申請により、葬祭費として5万円が葬儀執行者（喪主）に支給されます。	ご遺族（葬祭費は葬儀執行者（喪主）が申請）

必要なもの

故人のもの

☐ 後期高齢者医療制度の資格確認書、資格情報のお知らせ

遺族のもの

- (1) 申請者が葬儀執行者（喪主）であることが確認できる書類（領収書・案内文など）
- (2) 振込先口座のわかるもの
- (3) 窓口に来られる方の本人確認書類

※ 申請者（喪主）以外の口座を希望する場合は申請者（喪主）の印鑑が必要です。

問い合わせ先

北区区民生活課	給付係	☎ 025-387-1275
東区区民生活課	給付係	☎ 025-250-2265
中央区窓口サービス課	給付係	☎ 025-223-7149
江南区区民生活課	給付係	☎ 025-382-4235
秋葉区区民生活課	給付係	☎ 0250-25-5676
南区区民生活課	給付担当	☎ 025-372-6135
西区区民生活課	給付係	☎ 025-264-7243
西蒲区区民生活課	給付係	☎ 0256-72-8336

MEMO

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	
故人のもの ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証	

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	
故人のもの ☐ 特定疾病療養費受療証	



お問い合わせ

北区区民生活課	給付係	☎ 025-387-1275
東区区民生活課	給付係	☎ 025-250-2265
中央区窓口サービス課	給付係	☎ 025-223-7149
江南区区民生活課	給付係	☎ 025-382-4235
秋葉区区民生活課	給付係	☎ 0250-25-5676
南区区民生活課	給付担当	☎ 025-372-6135
西区区民生活課	給付係	☎ 025-264-7243
西蒲区区民生活課	給付係	☎ 0256-72-8336

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 医療・国保に関する手続き

特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた

手続き 受給者証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の受給者証を担当窓口までお返しく下さい。	
	手続き可能な人
必要なもの	
故人のもの ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証	

水俣病被害者手帳・医療手帳、水俣病認定申請者医療手帳を持っていた

手続き 資格の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の手帳を担当窓口にお持ちください。 資格喪失等の手続きが必要な場合があります。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	
	手続き可能な人
必要なもの	
故人のもの ☐ 各種手帳	

北区健康福祉課	健康増進係	☎ 025-387-1340
東区健康福祉課	健康増進担当	☎ 025-250-2340
中央区健康福祉課	健康増進係	☎ 025-223-7237
江南区健康福祉課	健康増進係	☎ 025-382-4340
秋葉区健康福祉課	健康増進係	☎ 0250-25-5685
南区健康福祉課	健康増進係	☎ 025-372-6375
西区健康福祉課	健康増進担当	☎ 025-264-7423
西蒲区健康福祉課	健康増進係	☎ 0256-72-8372



お問い合わせ

4. 介護保険に関する手続き

介護保険に加入していた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証を担当窓口、または担当ケアマネジャーにお返しく下さい。	
なお、介護保険被保険者証は相続や税の申告等の手続きに使用できる場合がありますので、お手元にコピーを保管ください。	手続き可能な人
必要なもの	
故人のもの ☐ 介護保険被保険者証（緑色） ☐ お持ちの方のみ ・介護保険負担割合証（紫色） ・介護保険負担限度額認定証（ピンク色） ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（黄色）	
問い合わせ先	
北区健康福祉課	高齢介護係 ☎ 025-387-1325
東区健康福祉課	高齢介護担当 ☎ 025-250-2320
中央区健康福祉課	高齢介護担当 ☎ 025-223-7216
江南区健康福祉課	高齢介護担当 ☎ 025-382-4383
秋葉区健康福祉課	高齢介護担当 ☎ 0250-25-5679
南区健康福祉課	高齢介護担当 ☎ 025-372-6320
西区健康福祉課	高齢介護担当 ☎ 025-264-7330
西蒲区健康福祉課	高齢介護担当 ☎ 0256-72-8362

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭となられた方

手続き 各種制度の新規申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭となられた方は、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等、各種制度の対象となる場合があります。	亡くなられた日の翌日から 15日以内
それぞれご利用される場合は、新規申請手続きが必要です。ご家庭状況により利用できる制度が違いますので、担当窓口にお問い合わせください。	手続き可能な人 ご遺族（配偶者）

問い合わせ先		
北区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-387-1335
東区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-250-2330
中央区健康福祉課	児童福祉係	☎ 025-223-7230
江南区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-382-4353
秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 0250-25-5683
南区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-372-6351
西区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-264-7340
西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 0256-72-8389

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

特別児童扶養手当を受給していた

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	事由発生後、速やかに
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	
遺族のもの (受給者変更の場合) ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類	

手続き② 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	事由発生後、速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	



北区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 025-387-1305
東区健康福祉課	障がい福祉担当	☎ 025-250-2310
中央区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 025-223-7207
江南区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 025-382-4396
秋葉区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 0250-25-5682
南区健康福祉課	障がい福祉担当	☎ 025-372-6304
西区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 025-264-7310
西蒲区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 0256-72-8358

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給されていた

手続き① ①受給者の変更 ②未支払分の手当の手続き

手続き詳細	期 限
「児童手当を受給されていた方」で受給者（親等）が亡くなられた場合、受給者変更の手続きが必要です。また、未支払の手当をお子さんの口座に振り込むための手続きが必要です。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	①亡くなられた日の翌日から15日以内 手続き可能な人 ①児童手当の受給者となる方 ②支給対象児童
必要なもの	
遺族のもの	
① 受給者変更	
(1) 申請者の口座情報がわかるもの	
(2) 3歳未満の児童を養育している場合は、資格確認書のコピーなど	
② 未支払分の手当の手続き	
(1) お子さん名義の口座情報がわかるもの	

手続き② ③児童手当の廃止

手続き詳細	期 限
「児童手当を受給されていた方」でお子さんが亡くなられた場合、死亡届により廃止されます。手続きは不要です。	
	手続き可能な人 ご遺族



お問い合わせ

北区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-387-1335
東区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-250-2330
中央区健康福祉課	児童福祉係	☎ 025-223-7230
江南区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-382-4353
秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 0250-25-5683
南区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-372-6351
西区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-264-7340
西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 0256-72-8389

小児慢性特定疾病医療受給者証を受給していた

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

手続き① 申請者の変更

手続き詳細	期 限
小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていた方で申請者（親等）がなくなられた場合、申請者の変更手続きが必要です。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	
故人のもの ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	

手続き② 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還届

手続き詳細	期 限
小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていた方でお子さんがなくなられた場合、喪失の手続きが必要です。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	
故人のもの ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	



お問い合わせ

北区健康福祉課	健康増進係	☎ 025-387-1340
東区健康福祉課	健康増進担当	☎ 025-250-2340
中央区健康福祉課	健康増進係	☎ 025-223-7237
江南区健康福祉課	健康増進係	☎ 025-382-4340
秋葉区健康福祉課	健康増進係	☎ 0250-25-5685
南区健康福祉課	健康増進係	☎ 025-372-6375
西区健康福祉課	健康増進担当	☎ 025-264-7423
西蒲区健康福祉課	健康増進係	☎ 0256-72-8372

5. 子育てに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

「ひとり親家庭の方」で受給者（親等）が亡くなられた

手続き 各種制度の資格喪失

手続き詳細	期 限
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等、各種制度をご利用の場合は資格喪失等の手続きが必要です。	
利用されていた各種制度により手続きが変わりますので、担当窓口にお問い合わせください。	手続き可能な人 ご遺族

「ひとり親家庭の方」でお子さんが亡くなられた

手続き 各種制度の資格喪失

手続き詳細	期 限
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等、各種制度をご利用の場合は資格喪失等の手続きが必要です。	
利用されていた各種制度により手続きが変わりますので、担当窓口にお問い合わせください。	手続き可能な人 ご遺族（制度ご利用者ご本人）



問い合わせ

北区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-387-1335
東区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-250-2330
中央区健康福祉課	児童福祉係	☎ 025-223-7230
江南区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-382-4353
秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 0250-25-5683
南区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-372-6351
西区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-264-7340
西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 0256-72-8389

MEMO

こども医療費の助成を受けていた

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

手続き① 受給者の変更

手続き詳細	期 限
こども医療費の助成を受けていた方で受給者（親等）がなくなられた場合、受給者変更の手続きが必要です。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	
故人のもの ☐ 新たに受給者となる方	

手続き② 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
こども医療費の助成を受けていた方でお子さんがなくなられた場合、こども医療費助成受給者証を担当窓口までお返してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	
故人のもの ☐ こども医療費助成受給者証	



お問い合わせ

北区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-387-1335
東区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-250-2330
中央区健康福祉課	児童福祉係	☎ 025-223-7230
江南区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-382-4353
秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 0250-25-5683
南区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-372-6351
西区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 025-264-7340
西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	☎ 0256-72-8389

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 各種手帳の返却

手続き詳細	期 限
各種手帳の返還手続きが必要です。 各種手当を受給されていた方は、資格喪失の手続きが必要です。 同居遺族による未払分の請求手続きが必要な場合があります。 心身障がい者自動車燃料費助成制度を利用されていた方は、未請求分がありましたら、助成対象年度内に清算の手続きをしてください。 重度障がい者医療費助成受給者証、自立支援医療受給者証、障がい福祉サービス受給者証、福祉タクシー利用助成券、紙おむつ引換券などは担当窓口までお返しく下さい。 その他、利用されていた各種制度に関して喪失の手続きが必要な場合があります。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	手続き可能な人

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

心身障害者扶養共済制度に加入していた

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

手続き① 心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	死亡日より3年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	
故人のもの ☐ 住民票除票	遺族のもの ☐ 加入者の住民票 ☐ 加入者の口座情報のわかるもの

手続き② 心身障害者扶養共済制度の年金請求

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなった場合、あらかじめ指定された障害のある方に終身で年金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	
故人のもの ☐ 心身障害者扶養共済制度年金証書、死亡診断書、住民票除票	遺族のもの ☐ 障がい者の口座情報のわかるもの



お問い合わせ

北区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 025-387-1305
東区健康福祉課	障がい福祉担当	☎ 025-250-2310
中央区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 025-223-7207
江南区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 025-382-4396
秋葉区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 0250-25-5682
南区健康福祉課	障がい福祉担当	☎ 025-372-6304
西区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 025-264-7310
西蒲区健康福祉課	障がい福祉係	☎ 0256-72-8358

7. 税金に関する手続き

登記済みの土地・家屋がある

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
所有権移転登記（相続登記）の手続きが必要です。 詳しくは対象地域の法務局にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	
故人のもの	
☐ 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください	
遺族のもの	
☐ 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください	
問い合わせ先	
北区（旧豊栄市以外）・東区・中央区・江南区・西区・西蒲区： 新潟地方法務局 ☎ 025-222-1561	
北区（旧豊栄市）：新潟地方法務局 新発田支局 ☎ 0254-24-7101	
秋葉区・南区：新潟地方法務局 新津支局 ☎ 0250-22-0501	

未登記の家屋がある

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
未登記家屋所有者変更届をご提出ください。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	
遺族のもの	
☐ 未登記家屋所有者変更届	
問い合わせ先	
北区・江南区・秋葉区：資産税課第1分室 家屋係 ☎ 025-382-4048	
東区・中央区・西区：資産税課 家屋第1・2係 ☎ 025-226-2273 ☎ 025-226-2280	
南区・西蒲区：資産税課第2分室 家屋係 ☎ 0256-72-8231	

固定資産税（土地・家屋）を納付していた

手続き 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。 相続登記等の手続きの完了・未完了にかかわらず、相続の権利と義務は発生しています。 固定資産の現所有者の申告が必要です。相続人の代表者となる方は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、「固定資産現所有者申告書」を提出してください。 ※新潟市にお住まいの方が亡くなられた場合は、翌月以降に申告書を送付しますので返送してください。なお、事前に電子申告することもできます。 〈固定資産税の課税について〉 毎年1月1日現在、新潟市内に固定資産（土地・家屋）を所有している方が納税義務者になります。 納税義務者が亡くなられても、固定資産が存在する限り課税されます。現に所有しているものとして、相続人の方が納税義務を担うことになります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 固定資産現所有者申告書 ほか 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	資産税課 管理担当 (古町ルフル3階) ☎ 025-226-2266

代表として固定資産を共有していた

手続き 固定資産の共有代表者の変更届

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、市区町村に対し変更の届出が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	資産税課 管理担当 (古町ルフル3階) ☎ 025-226-2266

7. 税金に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

事業用償却資産を持っていた

手続き 償却資産申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のお名前で12月に「償却資産申告書」をお送りします。事業及び資産を引き継がれる方がいる場合、事業を廃止された場合（事業継承者なし）、いずれの場合も申告書を提出してください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	資産税課 償却資産係 (古町ルフル3階) ☎ 025-226-2277

市税「市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税」を納付していた

手続き 市税の納付

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。お手元の納付書にて納付してください。（市民税・県民税とともに納付いただく国の森林環境税の納税義務も承継されます。）	
納付方法が口座振替の場合は、納税課までご連絡ください。口座振替を廃止し、相続人宛てに納期未到来分の納付書を郵送いたします。市民税・県民税と固定資産税・都市計画税に限り、納期未到来分について、相続人の口座で口座振替のお申込みができます（申込期限あり）。ご希望の場合は納税課までご相談ください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 納税通知書	納税課 収納係 (古町ルフル3階) ☎ 025-226-2294

市民税・県民税を普通徴収（納付書払い）または特別徴収（年金天引き）で納めていた

手続き 市民税・県民税の納付

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。お手元の納付書にて納付してください。納付書が届いているか不明な場合は、市民税課までお問い合わせください。 〈市民税・県民税の課税について〉 毎年1月1日現在、新潟市に居住している方に対して、前年中の所得に基づき課税されます。 1月1日以前に亡くなられた場合、翌年度分は課税されません。 1月2日以降に亡くなられた場合、翌年度分も課税され、納税義務は相続人に承継されます。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 市民税・県民税の納付書	中央区・南区：市民税課市民税第1係 ☎ 025-226-2245 東区・江南区：市民税課市民税第2係 ☎ 025-226-2365 西区・西蒲区：市民税課市民税第3係 ☎ 025-226-2370 北区・秋葉区：市民税課市民税第4係 ☎ 025-226-2375

市民税・県民税を特別徴収（給与天引き）で納めていた

手続き 市民税・県民税の納付

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。必要に応じて市民税課より後日送付する納付書にて納付してください。納付書が届いているか不明な場合は、市民税課までお問い合わせください。 〈市民税・県民税の課税について〉 毎年1月1日現在、新潟市に居住している方に対して、前年中の所得に基づき課税されます。 1月1日以前に亡くなられた場合、翌年度分は課税されません。 1月2日以降に亡くなられた場合、翌年度分も課税され、納税義務は相続人に承継されます。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 市民税・県民税の納付書	市民税課 特別徴収係 （古町ルフル3階） ☎ 025-226-2253

7. 税金に関する手続き

軽自動車税を納付していた

手続き 相続人の指定

手続き詳細	期 限																								
亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。 市民税課が送付する「相続人代表者指定届」をご提出ください。 (亡くなられた方が登録されていた車両の軽自動車税に関する書類を受領していただける方の確認を行っています。) 「相続人代表者指定届」の受け取り前でも手続きできます。亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本等をお持ちのうえ、市民税課または各区役所(中央区除く)にお越しください。 〈軽自動車税の課税について〉 毎年4月1日現在、新潟市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方が納税義務者になります。	手続き可能な人																								
必要なもの 遺族のもの ☐ 相続人代表者指定届																									
問い合わせ先 <table border="0"> <tr> <td>市民税課</td> <td>法人・諸税係 (古町ルフル3階)</td> <td>☎ 025-226-2251</td> </tr> <tr> <td>北区区民生活課</td> <td>税保険料係</td> <td>☎ 025-387-1285</td> </tr> <tr> <td>東区区民生活課</td> <td>税担当</td> <td>☎ 025-250-2295</td> </tr> <tr> <td>江南区区民生活課</td> <td>税保険料係</td> <td>☎ 025-382-4241</td> </tr> <tr> <td>秋葉区区民生活課</td> <td>税保険料係</td> <td>☎ 0250-25-5300</td> </tr> <tr> <td>南区区民生活課</td> <td>税保険料担当</td> <td>☎ 025-372-6137</td> </tr> <tr> <td>西区区民生活課</td> <td>税担当</td> <td>☎ 025-264-7512</td> </tr> <tr> <td>西蒲区区民生活課</td> <td>税保険料係</td> <td>☎ 0256-72-8340</td> </tr> </table>	市民税課	法人・諸税係 (古町ルフル3階)	☎ 025-226-2251	北区区民生活課	税保険料係	☎ 025-387-1285	東区区民生活課	税担当	☎ 025-250-2295	江南区区民生活課	税保険料係	☎ 025-382-4241	秋葉区区民生活課	税保険料係	☎ 0250-25-5300	南区区民生活課	税保険料担当	☎ 025-372-6137	西区区民生活課	税担当	☎ 025-264-7512	西蒲区区民生活課	税保険料係	☎ 0256-72-8340	
市民税課	法人・諸税係 (古町ルフル3階)	☎ 025-226-2251																							
北区区民生活課	税保険料係	☎ 025-387-1285																							
東区区民生活課	税担当	☎ 025-250-2295																							
江南区区民生活課	税保険料係	☎ 025-382-4241																							
秋葉区区民生活課	税保険料係	☎ 0250-25-5300																							
南区区民生活課	税保険料担当	☎ 025-372-6137																							
西区区民生活課	税担当	☎ 025-264-7512																							
西蒲区区民生活課	税保険料係	☎ 0256-72-8340																							

MEMO

8. その他の手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。	なし
手続きについては、北陸信越運輸局新潟運輸支局にお問い合わせください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 自動車検査証 ☐ 車庫証明書 遺族のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 遺産分割協議書 ☐ 代表相続人の印鑑証明書 ☐ 代表相続人の実印	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 ☎ 050-5540-2040

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。	なし
手続きについては、軽自動車検査協会新潟主管事務所にお問い合わせください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 自動車検査証 ☐ 車庫証明書 遺族のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 遺産分割協議書 ☐ 代表相続人の印鑑証明書 ☐ 代表相続人の実印	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 ☎ 050-3816-1850

8. その他の手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの名義変更・廃車手続き

手続き詳細		期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。		名義変更は死亡から15日以内
		廃車は死亡から30日以内
		手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先	
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート	市民税課	法人・諸税係（古町ルフル3階） ☎ 025-226-2251
	北区区民生活課 東区区民生活課	税保険料係 税担当 ☎ 025-387-1285 ☎ 025-250-2295
遺族のもの ☐ 本人確認書類	江南区区民生活課	税保険料係 ☎ 025-382-4241
	秋葉区区民生活課	税保険料係 ☎ 0250-25-5300
	南区区民生活課	税保険料担当 ☎ 025-372-6137
	西区区民生活課	税担当 ☎ 025-264-7512
	西蒲区区民生活課	税保険料係 ☎ 0256-72-8340

126 ～ 250cc のバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 126 ～ 250cc のバイク（軽二輪）を使用しなくなったときや所有者が死亡したときは、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。 手続きについては、北陸信越運輸局にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 軽自動車届出済証 ☐ ナンバープレート 遺族のもの ☐ 印鑑	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 ☎ 050-5540-2040

250cc 超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）を使用しなくなったときや所有者が死亡したときは、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。 手続きについては、北陸信越運輸局にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 自動車検査証 ☐ ナンバープレート 遺族のもの ☐ 印鑑	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 ☎ 050-5540-2040

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期 限																
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内																
	手続き可能な人																
	相続人またはご遺族																
必要なもの	問い合わせ先																
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート 遺族のもの ☐ 本人確認書類	<table> <tr> <td>市民税課（古町ルフル3階）</td> <td>☎ 025-226-2251</td> </tr> <tr> <td>北区区民生活課 税保険料係</td> <td>☎ 025-387-1285</td> </tr> <tr> <td>東区区民生活課 税担当</td> <td>☎ 025-250-2295</td> </tr> <tr> <td>江南区区民生活課 税保険料係</td> <td>☎ 025-382-4241</td> </tr> <tr> <td>秋葉区区民生活課 税保険料係</td> <td>☎ 0250-25-5300</td> </tr> <tr> <td>南区区民生活課 税保険料担当</td> <td>☎ 025-372-6137</td> </tr> <tr> <td>西区区民生活課 税担当</td> <td>☎ 025-264-7512</td> </tr> <tr> <td>西蒲区区民生活課 税保険料係</td> <td>☎ 0256-72-8340</td> </tr> </table>	市民税課（古町ルフル3階）	☎ 025-226-2251	北区区民生活課 税保険料係	☎ 025-387-1285	東区区民生活課 税担当	☎ 025-250-2295	江南区区民生活課 税保険料係	☎ 025-382-4241	秋葉区区民生活課 税保険料係	☎ 0250-25-5300	南区区民生活課 税保険料担当	☎ 025-372-6137	西区区民生活課 税担当	☎ 025-264-7512	西蒲区区民生活課 税保険料係	☎ 0256-72-8340
市民税課（古町ルフル3階）	☎ 025-226-2251																
北区区民生活課 税保険料係	☎ 025-387-1285																
東区区民生活課 税担当	☎ 025-250-2295																
江南区区民生活課 税保険料係	☎ 025-382-4241																
秋葉区区民生活課 税保険料係	☎ 0250-25-5300																
南区区民生活課 税保険料担当	☎ 025-372-6137																
西区区民生活課 税担当	☎ 025-264-7512																
西蒲区区民生活課 税保険料係	☎ 0256-72-8340																

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
問い合わせ先	
動物愛護センター ☎ 025-288-0017 北区区民生活課 生活環境係 ☎ 025-387-1295 東都区民生活課 生活環境係 ☎ 025-250-2285 中央区窓口サービス課 生活環境係 ☎ 025-223-7168 江南区区民生活課 生活環境係 ☎ 025-382-4254 秋葉区区民生活課 生活環境係 ☎ 0250-25-5678 南区区民生活課 生活環境担当 ☎ 025-372-6145 西区区民生活課 生活環境係 ☎ 025-264-7261 西蒲区区民生活課 生活環境係 ☎ 0256-72-8312	

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅入居家族異動届の提出

手続き詳細	期 限
入居名義人又は同居者が亡くなった場合の手続きです。 「市営住宅入居家族異動届」等の提出が必要です。 詳しくは、担当のサービスセンターにお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	入居名義人又は代理人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 住民票の除票又は戸籍全部事項証明書	北区・東区：市営住宅万代サービスセンター ☎ 025-374-5410 上記以外の区：市営住宅白山サービスセンター ☎ 025-234-5252

下水道事業受益者負担金・分担金を納めていた

手続き 受益者（納付者）の変更

手続き詳細	期 限
受益者（納付者）の変更手続きが必要です。お持ちの土地を担当する下水道事務所にお問い合わせください。	
	手続き可能な人
問い合わせ先 北区・東区・中央区・江南区：東部地域下水道事務所（中部下水処理場内） ☎ 025-281-9560 秋葉区・南区・西区・西蒲区：西部地域下水道事務所（黒埼出張所内） ☎ 025-370-6371	

浄化槽を使用していた方

手続き 浄化槽管理者の変更等

手続き詳細		
浄化槽管理者の変更等の手続きが必要な場合があります。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。		
問い合わせ先		
北区区民生活課	生活環境係	☎ 025-387-1295
東区区民生活課	生活環境係	☎ 025-250-2285
中央区窓口サービス課	生活環境係	☎ 025-223-7168
江南区区民生活課	生活環境係	☎ 025-382-4254
秋葉区区民生活課	生活環境係	☎ 0250-25-5678
南区区民生活課	生活環境担当	☎ 025-372-6145
西区区民生活課	生活環境係	☎ 025-264-7261
西蒲区区民生活課	生活環境係	☎ 0256-72-8312
環境対策課	水環境グループ	☎ 025-226-1371

8. その他の手続き

水道を使用していた

手続き① 使用者名義の変更

手続き詳細

水道の使用名義の方が亡くなられたが引き続き水道を使用する場合、使用者名義の変更手続きが必要です。

「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

問い合わせ先

新潟市水道局お客さまコールセンター ☎ 0120-411-002

手続き② 水道の使用中止

手続き詳細

水道の使用名義の方が亡くなられて今後水道を使用しない場合、水道の使用中止の手続きが必要です。

「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

問い合わせ先

新潟市水道局お客さまコールセンター ☎ 0120-411-002

水道料金を口座振替していた

手続き 支払い方法の確認

手続き詳細

水道料金を口座振替されていた方が亡くなられた場合、今後の支払い方法の確認が必要です。

「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

問い合わせ先

新潟市水道局お客さまコールセンター ☎ 0120-411-002

MEMO

農地を相続などで取得した

手続き 届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続等によって農地の権利を取得した方は、権利を取得したことを知った日から 10 か月以内に農業委員会へ届出書の提出が必要です。所管の農業委員会にお問い合わせください。	
	手続き可能な人
必要なもの	
遺族のもの ☐ 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書	
問い合わせ先	
北区：農業委員会事務局北区事務所	☎ 025-387-1575
東区・中央区・江南区：	
農業委員会事務局中央事務所	☎ 025-382-4974
秋葉区：農業委員会事務局秋葉区事務所	☎ 0250-25-5525
南区：農業委員会事務局南区事務所	☎ 025-372-6791
西区：農業委員会事務局西区事務所	☎ 025-264-7811
西蒲区：農業委員会事務局西蒲区事務所	☎ 0256-72-8631

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	新潟税務署 ☎ 025-229-2151
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明証を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明証

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

相続について

委任状

広告掲載事業者

問い合わせ先



少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	新潟県運転免許センター ☎ 025-256-1212
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ①特定医療費（指定難病）受給者証 ②肝炎治療受給者証 ③先天性血液凝固因子障害等受給者証 ④小児慢性特定疾病医療受給者証 ⑤特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	①保健所保健管理課 ☎ 025-212-8183 ②保健所保健管理課 ☎ 025-212-8123 ③新潟県健康づくり支援課 ☎ 025-280-5202 ④こども家庭課母子保健グループ ☎ 025-226-1205 ⑤保健所保健管理課 ☎ 025-212-8183
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
月極で駐車場・駐輪場を利用している	☐	定期利用解除には手続きが必要です。お問い合わせください。 利用されている場所の管理者へお問い合わせください。	

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 新潟税務署 ☎ 025-229-2151
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	新潟地方法務局 不動産登記部門 ☎ 025-226-0951 新津支局 ☎ 0250-22-0501 詳しくは「新潟地方法務局」のホームページでご確認ください。
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、区役所等で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、区役所等で手続きしてください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

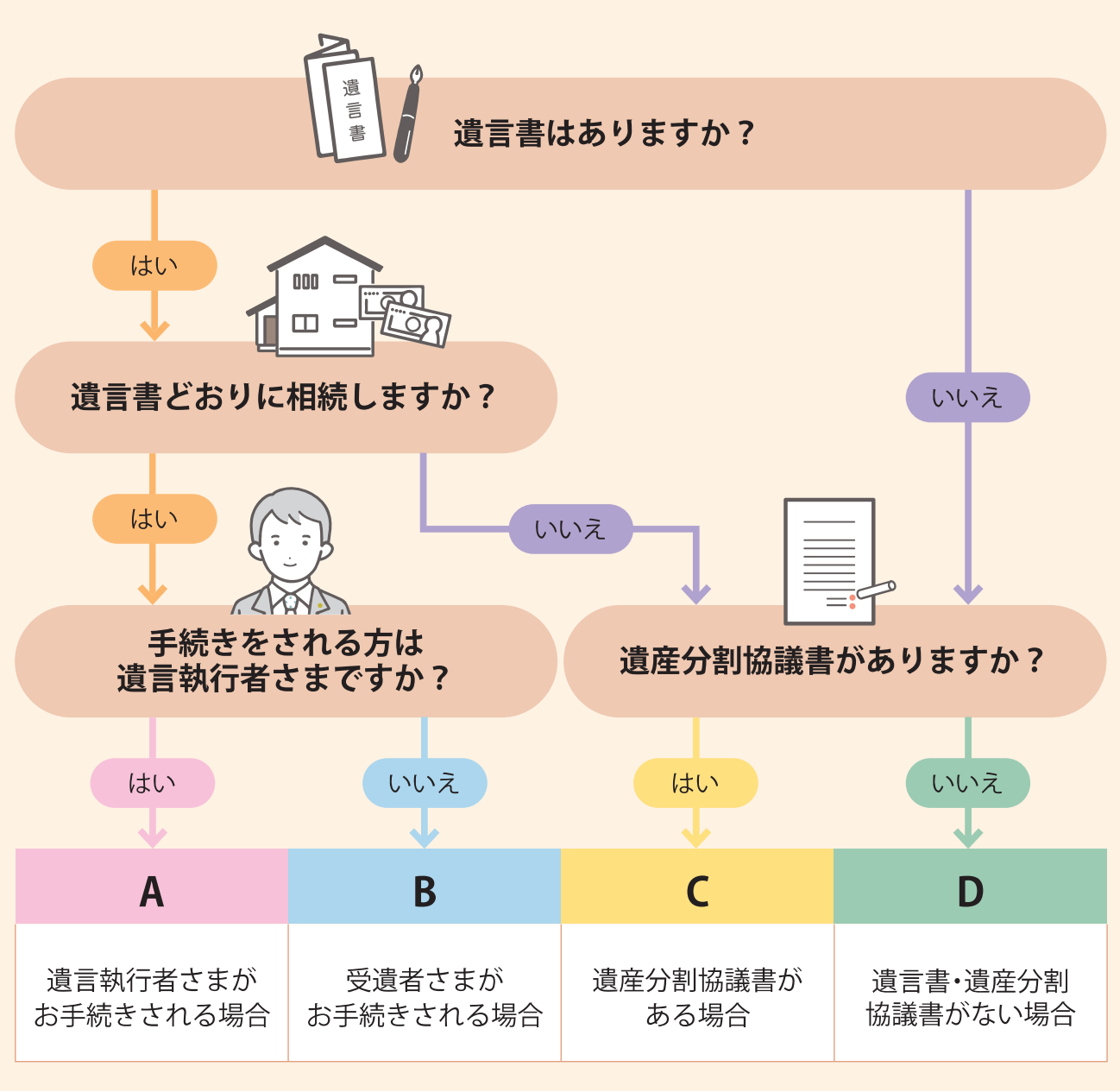
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。区役所等の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

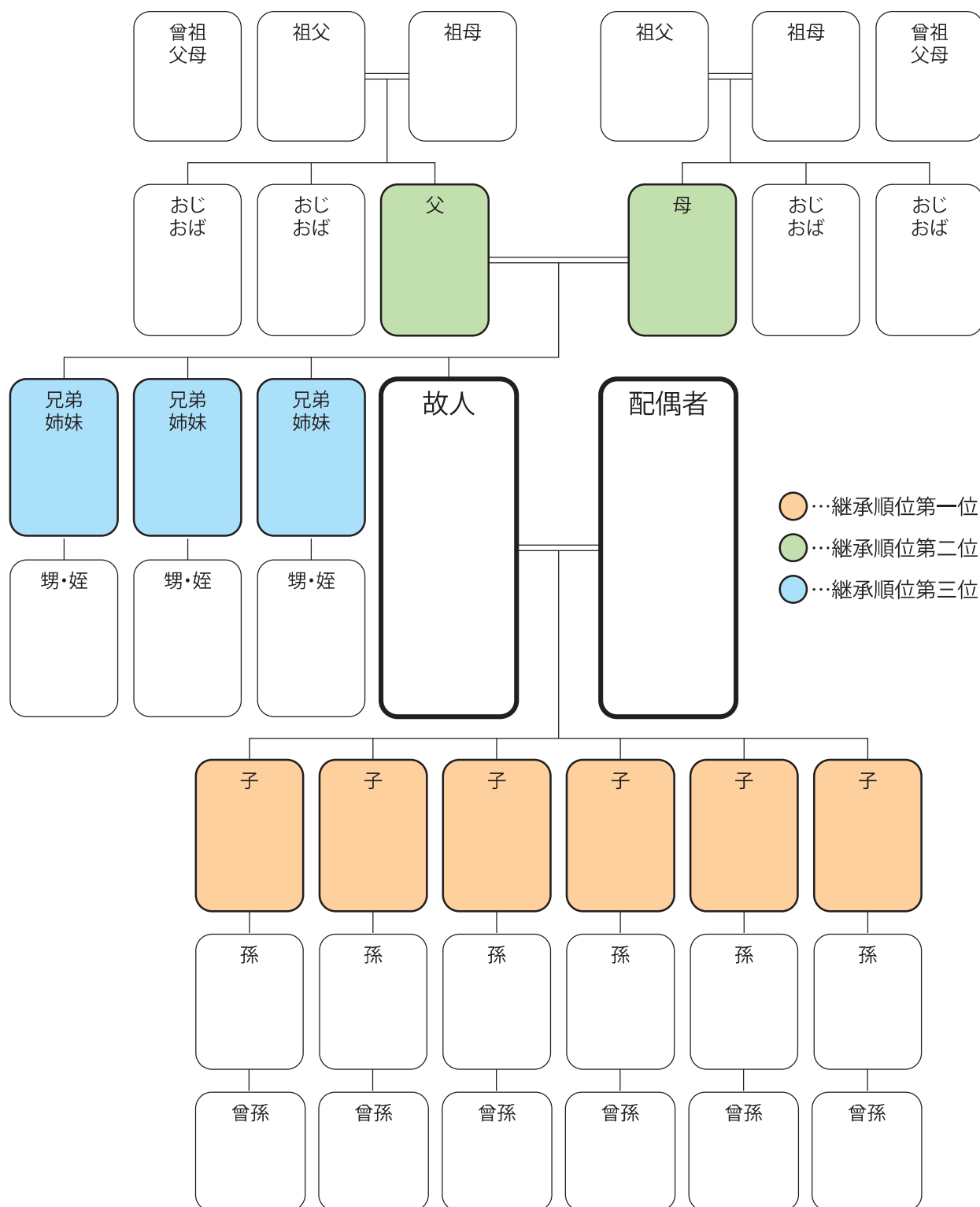
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ ②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ ③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ ④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ ⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

チェックリスト

各種手続き

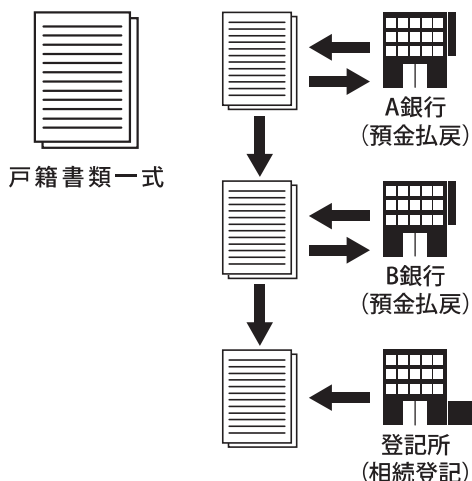
市役所外の主な手続き

相続について

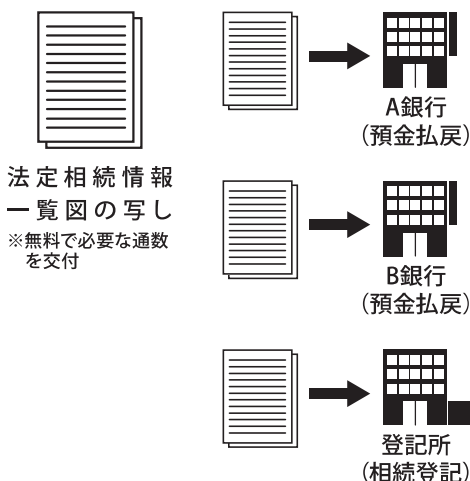
委任状

広告掲載事業者

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

記載例

裏面の注意事項もあわせてご確認ください。

委任状

委任状を書いた日

(代理人)

令和 年 月 日

住 所 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

氏 名 新潟 太郎

代理人(窓口に行く人)の住所・氏名・生年月日を、委任者(頼んだ人)が書いてください。

生年月日 明・大・昭・平 令 3 年 1 月 1 日

私は上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

(必要な番号を○で囲み、該当する欄を選択してください。)

① 次の者の住民票(除票)を請求及び受領すること

☒ 私 ☐ 私の同一世帯員

② 次の者の住民票(除票)を請求すること
☐ 本人 ☐ 家族
委任したい手続きの番号・選択欄に「○」や「✓」を入れてください。

③ 次の

【ご注意】

戸籍・戸籍の附票を請求する場合、交付請求書に、本籍・筆頭者を正確に記入できなければ交付できません。
「委任者」は「代理人」に確実に伝えてください。

☐ 私

④ 住

⑤ 住民異動(引越し)の届出に関すること

⑥

(委任者)

委任者欄は、委任者(頼んだ人)本人が記入してください。
委任者の印鑑(認印可)も、委任者本人が押してください。
ただし、委任者が氏名を手書きした場合、印鑑は不要です。

住 所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

氏 名 柳都 一郎

柳都

生年月日 明・大・昭・平 令 2 年 2 月 2 日

電 話 025-223-1000

※コピーしてお使いください

※この委任状は、委任者本人が自署するか、自署できない場合は
記名・押印(法人の場合は代表者印)してください。

委 任 状

(代理人) 令和 年 月 日

住 所

氏 名

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

私は上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

(必要な番号を○で囲み、該当する欄を選択してください。)

1 次の者の住民票(除票)を請求及び受領すること

☐私 ☐私の同一世帯員

2 次の者の戸籍(除籍・原戸籍)を請求及び受領すること

☐私 ☐私の配偶者・子・孫・父母・祖父母・同籍者

3 次の者の戸籍の附票を請求及び受領すること

☐私 ☐私の配偶者・子・孫・父母・祖父母・同籍者

4 住民票記載事項証明を請求及び受領すること

5 住民異動(引越し)の届出に関すること

6 ()を請求及び受領すること

(委任者)

住 所

氏 名

Ⓔ

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

電 話

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

MEMO

終活サポート新潟

ひとりで抱え込まず、
まずはお気持ちをお聞かせください。

手続き、遺品整理、ご供養、お住まいのこと。
「誰かに相談したい」と思ったとき、
その不安に寄り添い、1つずつ一緒にお手伝いします。

新潟市を中心に
相談対応実績

3,000
件以上

こんなお悩みありませんか？

- ✓ 何から手をつければ良いかわからない
- ✓ 役所や相続など手続きを知らない
- ✓ 遺品、空き家、庭の対処に悩んでいる



大切なご家族の想いに寄り添い、

ひとつの窓口で安心サポート

ご相談はすべて無料、お気軽にご連絡ください。

ご逝去後のお困りごとを、ひとつの窓口でご相談いただけます。

① 残されたお品物の整理・買取



大切なお品物を
丁寧に仕分け。
ご希望に応じて
買取・処分まで
対応します。

— 買取専門店も運営 —

② 家財整理・残置物撤去



大型家具・家電・
生活用品の搬出、
処分、清掃まで
対応します。

③ 仏壇・お墓・ご供養



仏壇じまいや
墓じまい、法要・
供養の段取りまで
ご相談ください。

④ 空き家管理・家じまい



定期見回り、庭木・
除草、解体相談、
売却前の整理まで
対応します。

⑤ 不動産売却・活用相談



片付け後の売却・
解体・活用につい
て、専門家と連携
してご案内します。

⑥ 相続・各種手続きの専門家連携



行政書士・税理士・
不動産専門家など
必要に応じて
おつなぎします。

※許可業者・提携専門家と連携しております



終活サポート新潟

代表 | アドバイザー

木村 耕一

仏壇・墓石業界20年の経験を活かし、供養や整理のお悩みに丁寧に
対応します。遺品整理・買取専門店・不動産・相続・デジタル遺品など、
ミナトグループ全体で終活に関するさまざまなお困りごとをワンストッ
プでサポートいたします。

新潟県公安委員会 第461030001591号

ご相談・見積り無料

ご自宅への訪問OK

新潟県全域対応

秘密厳守

ワンストップ対応

株式会社ミナト

終活サポート新潟

どんな小さなことでも、どうぞお気軽にご相談ください。

025-378-3800

受付 9:00~18:00
(日曜定休)

〒950-0866 新潟市中央区西馬越 7-18

info@shukatsu.niigata.jp



LINEから相談



WEBサイト

相続税の不安をひとりで抱えないで

戸籍収集、相続財産の名義変更、相続税申告が
ワンストップで解決できます。

相続税申告が
必要な人とは

相続財産が「3,000万円+法定相続人×600万円」を超える場合、
申告が必要になることがあります。

相続税の
申告と納税

相続税の申告、納期限は相続を知った日の翌日から10ヶ月以内です。戸籍の
収集に1ヶ月掛かる場合もありますので、早めの相談で手続きはスムーズに。

安心と信頼の実績で皆さんをお支えいたします

相続税申告実績多数。国税OB税理士と5科目試験合格の複数税理士により、二次相続対策もご提案します。



児玉会計事務所 ☎025-231-7082

〒951-8131 新潟県新潟市中央区白山浦1丁目467番地2

関東信越税理士会 新潟支部所属・税理士登録番号(146555)・税理士 児玉秀明

初回ご相談1時間無料です。

*登記などは司法書士と提携して実施しております

ホームページ
はこちら



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

新潟市で創業45年

**アサヒ
アレックス
グループ**

だから

ワンストップで

不動産取引に
かわるお悩みを
幅広く対応致します。

ご家族が遺された不動産、どうしたらいいか迷っていませんか？

顧問
弁護士

顧問
税理士

司法書士

等の専門家チームで

売却相談から不動産にかかわるお悩み一括サポート

まずはお気軽に無料相談から始めてみませんか



☎025-285-1112

〒950-0954 新潟市中央区美咲町1丁目9-48

アサヒアレックスエスレート株式会社

新潟県知事(3)第5116号





高橋公認会計士事務所



相続税を得意とする税理士！

面倒な相続は専門家に任せて早くストレスフリーになりましょう！



相続や事業継承で揉めたくない方は是非ご相談ください

〒950-0965

新潟県新潟市中央区新光町10-3 技術士センタービルII 401

TEL. 025-281-7733

FAX: 025-281-7703

E-mail: s.takahashi@flute.ocn.ne.jp

<https://takahashi-kaikei.com/>

受付時間: AM9:00 ~ PM18:00

休業日: 土曜・日曜

高橋 信太 ・日本公認会計士協会 ・関東信越税理士会 新潟支部 ・新潟県社会保険労務士会
公認会計士(登録番号 14161) 税理士(登録番号 86354) 社会保険労務士(登録番号 15200023)



- 相続税申告 ●遺産分割協議書作成
- 相続財産目録の作成 ●相続税コンサルティング
- 相続税試算

お手元に1冊あればいざという時に役立つ！



後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



通話料無料

電話で
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間: 9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。 ※一冊につき1冊までとなります。 ※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおススメ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書

(東証プライム上場 証券コード: 6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

北本建設なら
ワンストップで不動産取引
建設業務に対応致します。

家屋解体

地元密着

不動産活用の
プランニング

相続不動産でお困りな方はお気軽にご相談ください

宅建業、解体業を持つ建設業社だからこそその
強みで細かなフォローをお約束します。

北本建設株式会社

〒956-0831 新潟市秋葉区中沢町10番42号

☎ 0250-22-1860

【建設業】（土木・建築・とび土工・舗装・水道施設・解体）
新潟県知事許可（特-3）第 1024 号

【宅地建物取引業】新潟県知事（2）第 5414 号

【1級建築士事務所】新潟県知事登録（力）第 409 号

代表取締役 北本安延 URL: <https://www.kitamoto-kk.com/>

不動産コンサルティングマスター 1 名在籍

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続の「困った」をまとめて相談。



遺産分割の税務相談

相続後の税務手続き

生前対策・贈与相談

各分野の専門家と連携し対応します

相続について

委任状

相続税の申告から財産の整理、名義変更まで税理士がトータルでサポートします。

税理士・行政書士事務所 大口会計事務所

関東信越税理士会・新潟県行政書士会 税理士・行政書士 大口 利久

〒950-2002 新潟市西区青山 1-7-8 青山パレスビル 2 階

☎ 025-201-6738

受付時間 9:00~17:30 土日祝休み

初回60分
相談無料



広告掲載事業者

越後最古の古刹

国上寺

千年の祈りを、未来へ。

自然に包まれた静寂の古刹で、
心安らぐひとときを。

樹木葬

自然に還る、
新しい供養のかたち。
四季の草花に包まれた樹木のもとで、
自然とともに眠る樹木葬。
どなたでもご利用いただけます。

永代供養墓

後継者がいなくても安心。
永代にわたり当寺が責任をもって
ご供養いたします。
年間管理費不要で、檀家制度も
ございません。安心してお任せ
いただける永代供養墓です。

- 年間管理費（不要）
- 檀家制度（無し）
- ペットと一緒に永眠できるお墓。
自然葬・海洋葬
- 宗派不問
- 合祀はいたしません

墓地経営許可番号：第365号 許可年月日：令和2年5月11日



お墓のご案内

樹木葬・永代供養墓・自然葬・海洋葬
ご家族様の想いに寄り添い、
安心して任せられる供養のかたちを
ご提案いたします。



遺品整理

大切な思い出を丁寧に。
故人様が遺した品を一つひとつ丁寧に整理し、
今後必要な貴重品や思い出の品、処分する物へと分けるお手伝いをします。
遺品整理は当寺の住職が経営する結縁にお任せください。



終活のご相談

今からできる安心の準備を。
NPO法人みんなのわによる終活相談をはじめ、
相続・供養・生前整理など、将来に向けた不安やお悩みに
丁寧にお応えいたします。

遺品整理は当寺住職が経営する
(株) 結縁にて承っております。

結縁

YUI-MEMORIES

(株) 結縁

<https://yui-memories.jp/>

古物商 新潟県公安委員会 第461030001571号

ご遺族様のお気持ちに寄り添い

故人様の想いが詰まった遺品を、
一つひとつ丁寧に確認し、
整理・分別・搬出まで心を込めて
お手伝いいたします。
国上寺でのご供養も承ります。



国上寺
<https://kokujouji.com/>

0256-97-3758
新潟県燕市国上1407 国上寺 検索

(株) 結縁
<https://yui-memories.jp/>

家族に負担をかけたくない
その想いに応える新しいお墓のカたち

お墓のお困りごとございませんか？

- ✓ 子供に遠くまでお墓参りをさせるのは心苦しい
- ✓ お墓の継ぎ手がない、管理が心配…
- ✓ お墓にあまり費用をかけたくない…
- ✓ 自然の中で眠りたい、花が大好き…

みんなと一緒に眠る
「合葬墓プラン」

9.9万円

「年間管理費0円」「追加費用一切なし」
都市型樹木葬 緑に限る

宗派宗教
不問

後継者
不要

永代
使用



ガーデニング型樹木葬 泉

浄土宗 浄泉寺
阿賀野市安野町2-3



都市型樹木葬 緑

法華宗 本立寺
新潟市北区嘉山1-2-2



ガーデニング型樹木葬 福照

真宗大谷派 福照寺
新潟市北区下土地亀301

資料請求

見学予約はこちら



家族葬のセ・モア 新潟市北区川西1-5-1 TEL0120-31-4187

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

あなたの代わりに
片づけます！

遺品整理
生前整理
空き家問題



お困りの方、おまかせください！

散らかってても大丈夫。気にせずご依頼くださいね。



あんしん

初回 ご相談・お見積無料

こんなご相談も承ります

- 空き家相談 ● 遺品整理
- 生前整理 ● 古家解体
- 古家売却 ● 土地売買
- リノベーション ● 建物修繕 などなど

有限会社 神尾材木店 住宅部・不動産部

〒956-0024 新潟市秋葉区山谷町3-35-24

宅地建物取引業許可 新潟県知事(4)第4954号 建設業許可 新潟県知事(般-5)第39336号
2級建築士設計事務所 新潟県知事(ハ)第9630号 福祉住環境コーディネーター3級

☎0250-47-3313
又は携帯 090-1613-9881

相続について

委任状

広告掲載事業者

遺品整理 生前整理 不用品・粗大ごみ回収

ご遺族様の
お悩みご相談
ください



こんなお悩みございませんか？

- ☒ 遠方のため自分で整理ができない
- ☒ 忙しくて作業時間がない
- ☒ 不動産売却時の不用品 など

←HPの二次元コードです。LINEからの相談も可能です。

**北越環境は地域に根差した
新潟市一般廃棄物収集運搬許可業者です。
安心、法令順守、親切丁寧にご対応いたします！**

お気軽にお問い合わせください。

0120-54-58-59

北越環境株式会社

〒950-0871 新潟市東区山木戸1323-1
新潟市 一般廃棄物運搬・処理業 指令第36号



ご契約の流れ

霊園のご見学



申込書のご記入



ご入金



ご契約・使用承諾証の発行



ご納骨

ごうしびょう

合祀廟

～観音様に見守られ眠る、
期限付き個別埋葬～

1名16.5万円(税込)

13年間個別埋葬、期間経過後は
合葬墓へ合祀となります

※生前の申込は不可となります

お好みに合わせたお墓をお選びいただけます。
宗旨宗派は問いません



じゅもくそうぼち

樹木葬墓地

～緑に囲まれた空間で眠る～

1名 26万円(税込)

2名 41.5万円(税込)

※1名あたり20.75万円(税込)

3名以上でのお申込も可能、複数名でのお申込が
お得です(ご家族・ご友人でのお申込OK)

のうこつぼ

納骨墓

～個別埋葬、お名前を刻めるロッカー型のお墓～

1区画 55万円(税込)～

1名用、2名用、3名用の区画がございます

※2名用、3名用のお申込はご家族様に限りです



大倉産業株式会社 〆025-223-1001

〒951-8061 新潟市中央区西堀通4番町259番地58(西堀青藍館2F)

こばり夕日の里霊園

新潟市西区上新栄町5824-292

許認可年月日/番号:令和2年10月23日/新保環指令第20111号

なごみの里新潟東霊園

新潟市東区下木戸600-12

許認可年月日/番号:平成27年12月25日/新保環指令15012号



次世代へつなぐ、大切な財産と安心を。

「相続税の申告」は、実績豊富なプロにお任せください。

山田＆パートナーズは、45年の歴史と年間約2,300件(2024年10月1日～2025年9月30日)の豊富な実績を背景に、将来の二次相続を見据えたコンサルティングから専門的な国際相続への対応まで、資産税に強い税理士法人としてお客様の手続きを丁寧かつトータルにサポートします。

我々は地域に根差した税理士法人です。



新潟県内出身者多数在籍
同じ担当者が一貫対応



新潟県内全域対応
ご自宅まで訪問



専門用語を用いない
分かりやすい資料と説明

相続税申告が必要な方

相続財産が基礎控除を超える場合
税務署への申告が必要です。

基礎控除額
 $3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{相続人の数})$

初回相談料 無料

相続に関するお悩みは、
お気軽にご相談ください

相続税申告までの流れ



【初回相談】



【資料収集】



【中間報告】



【遺産分割決定】



【最終報告】



【申告・納税】

面談 3～4 回程度

相続税の申告期限は 10 か月以内に定められています。お早めにご相談ください。

法人概要



税理士法人 山田＆パートナーズ

新潟事務所

税理士 齋木 航
(関東信越税理士会所属)

〒951-8068 新潟県新潟市中央区上大川前通七番町 1230-7 ストックビル鏡橋 10 階

TEL:025-333-9794

受付時間 9:00～18:00

担当：本多、横井

全国20拠点 国外10拠点

相続人が海外や他県在住であっても
対応可能です。



突然のことで、
何から手をつければいいのか
分からない、**不動産**のこと...



何から
始めればいいか
わからない



売るべき?
貸すべき?
活用方法も知りたい



遠方に
住んでいて
現地に行けない

こんな時に
頼って
ほしい

相続不動産の相談窓口です。

まずは今の状況を
一緒に整理するところから始めませんか？

(司法書士・税理士など)

**専門家との連携で
ワンストップで解決**

相続手続きから売却・
買取、活用まで対応!



**遠方でも安心の
サポート体制**

オンラインでのご相談
にも対応しています。



売却以外の活用提案も可能



賃貸物件化
家賃収入
として活用



駐車場化
初期費用を
抑えて運用



民泊・宿泊施設化
需要を
活かして活用

「売る」だけが正解とは限りません。
その他、土地の有効活用など幅広くご提案いたします。

新潟ひとすじ35年。 1991年の創業から不動産相続の問題に、ずっと向き合い続けてきました。
地元の不動産事情を知る身近な相談先として、どんなことでもご相談ください。

無料相談・無料査定受付中! まずは、お電話・webよりお気軽にご連絡ください。



有限会社タイセイプラン
〒950-0084 新潟県新潟市中央区明石1-6-20

TEL.025-243-5350

【受付時間】平日9:00~18:00/日・祝10:00~17:00(水曜定休)

「おくやみガイドブックを見た」とお電話ください

新潟県知事(8)第3660号 公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会 会員



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発 行 新潟市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026 年 7 月

